
信濃国松代真田家中依田家文書目録（その2・完） 解題

[グループ・レベル記述]

文書群記号：44C

文書群名：信濃国松代真田家中依田家文書

文書群名ヨミ：シナノノクニ マツシロ サナダカチュウ ヨダケモンジョ

年代：慶長15（1610）年～大正15（1926）年（全体）

寛永5（1628）年～大正15（1926）年（本目録）

数量：4,200点（全体） 内1,000点（本目録） 書架延長6.5m（全体）

受入経緯：

本文書群は、1969（昭和44）年度の3番目に原蔵者から譲渡を受けたものである。なお、本文書群には原本でなく、収集した時点での複製物（湿式コピー）も収録してある。その総点数は12点で10点は『史料館所蔵史料目録 第69集 信濃国松代真田家中依田家文書目録（その1）』（2000年刊、以下『その1目録』と略）に収録、本目録には「真田家譜」（No762）、「幸教公御上京御供日記」（No763）の2点を収録した。これらの原本は譲渡に際し、原蔵者依田家のご意向で手元に残されたものと推察される。

依田家の来歴：

依田家の来歴については『その1目録』で詳述しているが、本目録の利用にとって欠かせない事項を述べることとする。

まず依田家の略系図を、「依田氏家系」（No765、複製物）に拠り解題末尾に掲出した。依田家の祖は、武田氏の家臣で天正9（1581）年遠江高天神城の籠城戦で討死した相木市兵衛常祐の子采女祐から出た依田兵部の後裔で、中興の祖を依田又兵衛という。又兵衛の生年は不詳だが、当初は更級郡桑原村に居を構え、歿年は万治3（1660）年である。この又兵衛に対し慶安3（1650）年8月15日付で、初代真田信之から高百石の知行朱印状（No761、複製物）を宛行われている。これにより同家は高百石の知行取となり、以後版籍奉還までその知行高に変化はない。その知行所村附は、高井郡大熊村46石、更科郡小森村30石1斗9升2合、水内郡小鍋村千木組23石8斗8合である。「知行所免相目録」の初見である文化6（1809）年分（No779-30）によれば、知行高100石の内、半知借上で50石は藩へ供出、残りの50石を直接支配している。3か村の免率による取柄は53俵余であるが、藩で定めた平均免率3ツ5分免での収納柄は70俵、差引16俵余の不足となり、これに口柄を加算した本口柄合計17俵余は、藩から蔵米で補給されている。なお幕末には蔵米からではなく、例えば「当不足表来ル廿六日於御勘定所代金を以相渡候間、御受取可被成候」と代金での受取を指示する短冊状の切紙が添付されている。

さて依田家の松代藩士としての役職であるが、中興の祖又兵衛から3代政之進までは史料的な裏付けがなく何れも不詳である。政之進の代から松代城下の馬場町に移住し、現在に至っている。その後

の4代忠英（縫之進）以降、役職任免関係史料によりその変遷をまとめたのが〔表1〕依田家役職任免一覧（本解題末尾）である。

依田家の役職は、御目付、弘方御金奉行・元方御金奉行・御納戸役・御役場方御番士、御代官・御警衛方物頭・御目付加役・学校懸などがその主要な役職で、本文書群は、その大部分がとりわけ第8代忠順（甚兵衛、又兵衛）、第9代利継（源之丞）、第10代稠美（忠継、政之進、忠之進）が歴任した役職に関わって伝来したものである。すなわち第8代については御代官、御目付の他、幕府の勤役として松代藩が拝命した大手御門番（寛政元（1789）年から天保10（1839）年）に関わり多くの史料が存在する。第9代も御目付加役の後、御目付を勤仕し、文武学校懸に就いている。また京都、大坂警衛にも出仕し、慶応元（1865）年正月に帰国して間もなく死去している。第10代も元治元年御警衛方御番士として京都、大坂警衛に御供し、海防警衛のため太田陣屋に詰め、明治以降は戸籍取調掛助、東京真田邸家扶局の御家従を長期間勤めている。また第10代の弟鎌次郎（後忠致に改名）は明治5（1872）年から海軍省に出仕し、その関係史料も多く、その間の任免や履歴に関する史料がまとまっている。

他に依田家の私的文書として約500点あるが、全体の8分の1であることからこの種関係文書が極めて少ない。経営も養蚕、養鶏に関わる以外には目立った活動はない。

文書の整理方針：

本文書群は、1969（昭和44）年度の3番目に当館に受け入れたことで、文書群記号44Cを付与し、仮整理をしたカード目録で閲覧利用に供してきたものである。このカード目録はNo.1～886で、No.778までは概ね1点ごと処理されているが、No.779以降は、例えば「No.780 依田氏辞令類 113通」、「No.834 目付関係書状 138通」、「No.857 御台場関係史料 1袋」というように、主として書付型史料を一括処理して整理用封筒に入れただけの状態であった。また、このカード目録に依拠し、既に中性紙整理用封筒に個々の整理番号を付与して装備を行い、かつ一括処理していないNo.778までは原本にラベルを貼付してある。今回の整理に際し、最も苦慮したのはこの一括処理の約2,000点（本目録所収830点）の書付型史料である。本文書の一括処理法は、もともと関連文書を収納するための袋や紙綴り単位のまま処理されたものと、関連文書を寄せ集めたものがある。後者の方は厳密に行われたものでなく、詳細に見ていくと明らかに多様な内容の文書が混在していることから、当館に受け入れた時点での原状も崩れているものと考えられるが、その程度については現在知る術がない。一方で元のままとりのまま処理されていることから、仮整理の番号と配列順を尊重し、新たに番号を付与していない。したがって、整理番号は、仮整理番号を親番号として採用し、以下のレベルは枝番号や孫番号を付与して目録上に反映させた。ただし、明らかに混在されたと判断したものは、しかるべき文書発生組織や同一案件の文書に移動させたが、元の配列は、整理番号に反映されているので復元可能である。そして、前記依田家の経歴を重視して、本文書群の目録編成作業を進めた。本文書群で最も特色があるのは、御目付役に関わっての調書類、評議書類、御尋物答書類である。これらは、断片史料もあるが、何通かが1組みとなっているものが多く、その構成は多いもので数十通になる。この数十通もさらに紙綴りで括っている場合も多い。こうした組み史料は特定の案件をまとめた例が一般的である

が、担当した部署で取り扱った史料を一括して袋に入れて保存を図ったものもある。小単位のまとまりは1～4通から30通までがあるが、数量の多寡はまとまりの性格とは関係ない。ただしこれまでの伝来過程で、様々な要因で原状がくずれ、無関係の文書が混在している場合も多い。したがって、目録編成に際しては、個々の文書が本文書群に存在する事由を意識し、個々の文書を発生させた集団や組織に留意して編成したつもりである。

これら小単位のまとまりは、前述した袋書にあるような適当な名称を付与する必要があるので、袋書があるものはそれを参考に、また袋がない場合も適宜名称を付与した。

さらに個々の史料の表題も一般的には「端裏書」と称されている部分の記事が大きな手掛かりとなるばかりでなく、重要な情報源となる。書類整理のために付与された「一」～「九」などの番号も作成過程を検証できる。特に本文書群の御目付役に関わる書付型史料に頻出する。これは、藩主真田家文書の龐大な評議関係書類も同様で、その一部が既に目録化されている。特に「信濃国松代真田家文書目録（その3）」（『史料館所蔵史料目録 第40集』1988）での「端裏書」の扱いは「巻上ゲ上ワ書」とされていて、その根拠は以下の通りである。

「書付類は、一般に奥から巻いて平に伸した形状をもつが、その外側となった部分に宛名や注記などを記すことが多い。この部分は本文に対し裏面に当たるので端裏書などと呼んでいるが、近世史料にはそれでは適切でない事例がある。確かに料紙の裏面ではあるが、そこに記された記事によっては、その部分だけに別の性格が生じている。書状の例をみれば最も明確で、この部分に宛名と差出署名を記しており、決して裏書とはいえない。いわば封紙または包紙を省略した形式の表テ書とみなすべきものなのである。これを「巻上ゲ上ワ書」と命名した根拠は、この部分への貼紙を「巻上附札」と記していることに基づき、書状にも援用することを考慮して総称として上ワ書を採用した」

とあることから、本目録ではより簡略に「巻上」と目録上に表記した。ただし、この「巻上」の記事は当時の担当者自身が記述しているため、簡略な記述が多く、「巻上」記事をそのまま採用できないことも多く、その場合には「巻上」記事を基本としながらさらに内容を補記した。但し「巻上」記事を目録上で全てに表記することは、煩雑となるため避けた。しかし、本文からは得られない情報が「巻上」記事にある場合に限って、例えば、巻上「亥3月29日将監殿へ差出」というように採録した。なお、凡例に示した基本的な標記事項である（1）表題、（2）作成または差出人、（3）宛名、（4）作成年月日を本文からでなく巻上から採用した場合が多いが、個々に採録根拠を明示すると煩瑣となること（表題と作成は巻上、宛名と年月日は本文など）、あるいは巻上記事を全て標記することも本文からの採録情報と重複することなどから、いずれも省略したことをお断りしておきたい。加えて御用状での勘返状は、「御用状（○○○）并勘返状」と標記した。

一方で書付型史料は断片的なものが多いことも指摘できよう。したがって単独ではその書付が実質的に意味する歴史的な事実について理解することは困難を極める。しかし、実際に授受され何らかの機能的役割をした「生」の史料である。であるが故に当該史料の存在の具体的様相を示していると理解すべきであろう。本文書群の料紙を例にとっても、最も多いのは灰色宿紙で粗末なものが多用されている（宿紙については全て色を含めて表記）し、巻上に「不用」と記載され、反故扱いのものまで

存在する。このような残存形態から当時の、特に松代藩のみならず、藩士としての依田家の文書行政の多様な様相を引き出せるのではなかろうか。

文書群の構造と内容：

まず本文書群の全体構造について述べることにしよう。本文書群を、依田家、藩主真田家、藩政の三つのサブグループを設けた。

藩主真田家は、系図・系譜類や家格、家禄、書状などで、これらが依田家文書に存在する理由が確定できなかったものである。藩政は、その中心は法制に関わるもので、幕府の御触や郡中、家中への触、太政官・県布達類などである。藩政という観点に立脚すれば、依田家の公的記録類も、当然松代藩政を依田家の役職に関わってその一端が反映されている性格のものであるが、藩庁記録とは異なり、一藩士としての役職や機能に関わって存在していることを最優先すべきと考えたからである。なお、家中への触や演説の史料は依田家にも散見されるが、これらは個々の案件を検討、処理する過程で機能しているものである。したがって藩政に編成したのは、単独で存在するものである。ただし、この中にも内容的に依田家に編成した案件と関わって存在するのではと首肯できるものもあるが、仮整理の原状（親番号）を崩して再編成することに積極的な意味を見いだせなかったための措置である。目録（その1）には依田家に編成した分、本目録（その2）には（その1）に未収録の依田家、藩主真田家、藩政に編成した分を収録した。以下に本文書群全体の利用の便に供するため、[表2]として2分冊の目録編成対照表を掲げる（本解題末尾）。

[サブグループ・レベル以下記述]

依田家

年 代：寛永5（1628）年～大正15（1926）年（本目録）

数 量：968点

構造と内容：

依田家を、松代藩士として様々な役職を勤仕した過程で送受された、いわば公的記録類として（1）知行所、（2）役職、（3）勤役、（4）規式（『その1目録』）、（5）褒賞、そして私的記録類として（6）家政、（7）家計・経営、（8）記録・学芸の八つのシリーズレベルに編成（『その1目録』同様）したので、特に本目録で新たに編成したサブグループ・レベル以下に重点を置きながら、にそれぞれの内容を概観してみよう。

（1）知行所

松代藩は、元和8（1622）年信之が入封以来、一貫して地方知行制を実施している。この地方知行制を幕末まで存続させたのは信濃国では松代藩だけである。松代藩家臣団の総人数は時代により若干の差はあるが、凡そ1,900人前後で、この中で知行取は凡そ250～260人前後、藏前取は凡そ1,650人前後である。この知行取＝地頭の総知行高は凡そ5万石で、50石以上300石以下が9割で、中でも依田家

同様100石台が最も多い。知行所関係史料については、「小森村年貢小役代金皆済扣」の他は、知行附3カ村からの御内借金証文やその勘定書類である。

(2) 役職

この役職は、依田家が歴任した役職に関わって発生した史料で、御目付、御役場方* (*は本目録新規編成、以下同)、御警衛方*、御番入*、学校懸、家扶局、海軍省、町総代*のサブシリーズで構成される。点数は本目録収録の4割を占める400点余である。

御目付

御目付は、依田家が松代藩士として勤仕した役柄としての特色を最も示しているもので、松代藩における御目付制の具体的様相を知ることができる。本目録には勤方、勤仕録を編成した他、以下は御目付が様々な案件に関わっての調書、意見書、申立書、評議書、答書類で、個々の案件の内容により規式、役儀、献上*、参勤交代・参府*、登城*、御供、吉事*、法事、城内取締、諸取締、文武*、儉約、検見、祭礼、通行、家中、中野・中之条陣屋、在方、諸届、調書、手控、風聞、留書、その他を編成した。

松代藩の御目付制は、大目付—御目付—御徒目付—下目付という体系をなしていた。定員数は大目付1～2人、御目付8人程度であるが、御徒目付・下目付は不詳である。御目付は御徒目付、下目付などを下僚として使い、御目付一人当たり、御役附足軽5人程度を使役し、御役料として玄米3人扶持程度が給されている。御目付には御目付役所、御徒目付には御徒目付役所がある。大目付は儀礼中心の式部官的な存在で、御目付のように活躍はしていない。それは、本文書群での評議書類でも大目付は積極的に意見を述べたり指図をしていなく、御目付の答申をそのまま採用するケースが多い。この他に史料的には小人目付、調役の名称が散見される。調役が目付宛に調書を提出している例がみえるが、これは下目付の下僚なのか、下目付らが調査に当たった場合を指称したものかについては不詳である。御目付の職務内容は、家臣団及び諸役人の政務に対する監察検断、評定所式日出座、用番家老「日記」の記帳及び布令の伝達などが主であるが故に、藩政の動向なり性格を窺いうる点で、単に司法的史料としてだけではない意味を有するものである。以下、紙数の関係で注目される史料について解説する。

規式は、御酒頂戴、端午御礼などの仕法や席図類、献上*は、年頭御札銭授受や他所者献上次第とその名面などである。参勤交代・参府*は、これに関わっての江戸家老・江戸目付からの用状や演説触などである。御供では、道中勤方や主として参府に関わっての日記、名面、さらに湯治先からの御用状がある。特に依田政之進忠継は御役場方御番士として京都警衛の御供を命ぜられた際、「御供方心得」を先例より作成している。具体的には享和3（1803）年石倉金右衛門が作成したものを、御供上京直前に写したもので、御供方心得一般に関わるもので、京都警衛に限ったものではないのでここに配列した。諸取締は城下及び領分内外に関わるもの、文武*は、「酉年（文久元年カ）芸道関係書類」として文武興隆方法、小銃火入稽古の際に頭巾手袋御手充支給、水練師範譲渡などに関する評議書類である。検見は文久2（1862）年山中分、里方分の作毛書上と城下町平均、所々平均相場書、通行は

これに関わる先触や追触、泊附や貞松院（幸貫子幸栄室）御発輿関係である。「宿料振合関係書類」（Na0831-34）は、旅籠料金増額要求に対して江戸御目付とのやりとりで、最近の旅籠料金を例に御泊は上332文、下300文（板橋宿の他は少々づつ減額）、これで難渋の節は、上348文、御昼は上148文、下116文、以上を上限としている。

家中に関わって本目録では役儀、跡式、一件、行状、出奔、登城召*、賞罰、調書、諸願、諸伺・諸届を編成した。役儀では御武具方不正取扱一件書類、登城召*は下目付頭取春日善九郎に対するもの、賞罰には皇国御赦関係も含めた。諸願は御番士病人布団拝借関係評議書類などである。

調書では、弘化4（1847）年、安政2（1855）年地震関係、武具在庫取調調書、御勘定役御賄役江戸詰中支配一件評議書、大豆相場下調、御目見以下之者書上などである。また御目付で新たに編成したのはその他*で、原配列の状況から御目付関係書類として扱われたもので、個々の内容から具体的案件を特定できないものである。御用状類が多く、一例をあげると家老から源之丞宛に「別紙之通可被心得」（Na0863-37）とあるが別紙の内容が不明である。また御目付役に就いた西村十郎右衛門から源之丞宛書状（Na0862-12）は、目付役就任につき御小条目・御条目を請取ったという内容で、「その1目録」に記載した御目付条目、御目付小条目そのものではないので、これらもその他として編成した。

御役場方*

具体的には第8代忠順が勤仕したもので、天保5（1834）年から嘉永元（1848）年まで勤めた御代官、御金奉行、御目付以外の役職であり、日用手控や心得日記などである。

御警衛方*

第10代稠美が勤仕したもので、警衛仕法、御番士名面や陣立図などである。

御番入*

忠順、利継、稠美が御番入した際の手扣や日記である。

学校懸

利継が勤仕したもので、具体的には学校砲術教授方助を勤めている。松代藩校は6代真田幸弘の代に菊地南陽を江戸から招聘して宝暦（1758）8年に殿町に稽古所が創設される。その後一時中断はあるものの文化3（1806）年に焼失、同年11月清須町に学問所として改称再建される。文政6（1823）年に松平定信次男幸貫が藩主に就任したことで、藩政改革のひとつとして軍制改革が進められる。天保12（1841）年6月に老中となり、翌13年には土井利位とともに海防掛となっていることから関心が高かった。この間、幸貫は学校建築を計画、嘉永4（1851）年に鎌原伊野右衛門と小山田老岐を文武学校掛右創業普請総奉行として着工させ、安政元（1854）年6月完成、翌2年4月仮開校となった。この学校懸を弓術、剣術、兵学、兵法、砲術に編成し、これらに含まれないものは、学校運営に関わるものとして最初に配した。修行人書上、稽古初順次、文武学校条目下案の他、砲術関係が多い。一部に

忠致（鎌次郎）も慶応4（1868）年から学校砲術御用、兵学二等助教を勤めた分を含む。

家扶局

これは真田家東京本邸に置かれ、稠美が家従として明治8（1875）年から同33（1900）年まで勤めたと考えられる（史料館受託真田家文書には、東京本邸の日記があり、その明治22（1889）年12月22日の記事（No282）に、稠美に対して御賞（黒羽織）下付の理由は「本年迄十五ヶ年精勤」とあり）。出納簿、日記、その他に編成した。日記では、第10代真田幸民（マキト）は宇和島藩主伊達宗城次男を養子として迎えた関係で、明治22年伊達宗紀百歳祝儀に随行した日記（No0167）がある。その日程は、4月23日新橋発（汽車）、名古屋着、24日名古屋発（汽車・汽船）、神戸三之宮着、25日夕第三宇和島丸に乗船するが風波のため投錨、26日早朝出帆、27日午後8時宇和島着港、5月8日午後3時30分宇和島出帆、10日8時35分神戸着、大坂北区中之島着、14日9時過大坂発（汽車）、京都着、15日京都発（汽船・汽車）、浜松着、16日8時浜松発（汽車）、5時40分新橋着の24日間で、毎日の天気や立寄先、土産品、また大坂滞在中の13日夕食を難波橋割烹店灘万でとるが、その献立が末尾に記されている。宇和島滞在中の5月1日～6日の祝儀内容については「（宇和島滞在中日記下書）」（No0886-109）があり、能、伊予神楽、狂言、手品、仕懸打上花火、茶席、古画・新画展覧、書画会などが催されている。他の日記は、真田当主が別邸のある那須塩原へ遊獵、遊覧に行った際の御供の記録などである。その他では、明治9（1876）年に調製した「真田家御代々并御子様方御部屋様方御法号扣」（No0444）がある。

海軍省

忠致（鎌次郎）が明治5（1872）年から出仕したもので、「海軍省」罫紙が使用されている。出仕中は兵器局に所属したことでの関係書類である。忠致は明治9（1876）年10月東京芝区新桜田町の寄留地にて28歳で死去している。

町総代

明治30（1897）年「町総代日記 扣」（8月迄）1冊で、記事には「（二月）六日 当字町総代諸帳簿旧総代古川光義氏より引継請取」とあることから、松代町馬場町総代で、稠美が勤めている。

(3) 勤 役

ここには、いうまでもなく公儀に対する義務負担に関わってのもので、大手門番をはじめ、海防、和宮下向警衛、防長征討、京都警衛、大坂警衛に編成した。

大手門番

真田家が参勤出府した際に勤める江戸城本丸・西丸の大手御門番は、寛政元（1789）年から天保10（1839）年までに数度にわたり勤士している。特に依田忠順は文政10（1827）年から御役場方御番士となり大手御門番に就いたことから、「その1目録」を含めて関係史料が多い。

松原者は、足軽の下役として江戸城大手門警護に従う雇人で、毎年約100人を割当てている。これを松原者と称するのは、「右松原詰ト唱へ候義ハ、先年御上屋敷桜田御門内土手ノ松並木下ニ御長屋アリテ右を拝借仕、右百人松原部屋ト称シ御奉公相勉メ候義ニ御座候」（真田家文書「旧足軽禄高引直上申書」Noあ98）ということである。「松原者一件書類」（No0831-33）は、松原者金持逃一件顛末調書である。

海防

嘉永7（1854）年2月、ペリーの再来航を機に幕府は応接の場所を横浜に設けた際に、松代藩は小倉藩と併にその警衛を命ぜられ、江戸家老望月主水を総督に、佐久間象山を軍議役として臨んだ。また、幕府は異国船の渡来が多くなったため、これまで江戸湾の入口を重点に大砲を設置する台場を築いてきたが、警備の重点を江戸城に近い内海に移し、品川沖に11カ所の台場を新たに建設しようとした。松代藩は第6番台場警備を、安政元（1854）年から慶応4（1868）年まで請負い（途中福井藩・高崎藩に代わる）、文久元（1861）年から元治元（1864）年までの一時期台場警備から本牧警備もしている。依田忠順が海防御人数臨時出役、太田陣屋（横浜）詰を命ぜられていることから関連史料があり、海防、行列、太田陣屋、御台場に編成した。

和宮下向警衛

文久元（1861）年の下向に際して、行列先・後警衛として信濃の諸大名に課され、松代藩は和田宿から杓掛宿までを担当した。依田利継が御目付として関与したものと考えられる。

防長征討

防長征討以下の京都警衛、大坂警衛は、松代藩が文久3（1863）年御親兵として、また元治元（1864）年6月朝廷から京都南門の警衛を命ぜられ京都警衛に就いたのと、6月14日に藩主幸教が京都へ出立、佐久間象山暗殺直後の禁門の変に際し、藩主が参内して朝廷の警護に就いたため幕府は不満をいだき、大坂川口の警衛を命じ、長州征討の先鋒を勤めさせた関係史料で、いずれも依田利継が関与し、大坂から帰国間もなく死去している。防長征討触写、御同席触廻状書類などである。

京都警衛

「幸教公御上京御供日記」（No0763、複製物）は、稠美が御警衛方御番士として御供した日記で、元治元（1864）年6月14日に立出以降（入京は28日）、翌年3月12日（松代帰着は5日）までの詳細な日記である。主な記事は、7月12日佐久間象山暗殺、8月5日父上（利継）着京、同10日には大坂表御警衛の命を請けてから、本日記も大坂警衛記事が併記される、12月16日父の病状悪化で一緒に帰国の途につき、正月2日帰宅、9日死去、2月2日再度大坂へ出立、11日大坂着、21日御発駕、22日帰国の途につく、などである。他は「(京御固メ場名面)」「(京都御守衛方御家人数、十万石以上書上)」など。

大坂警衛

この関係史料は多く、「伝法用書」と袋ウツ書のある1袋 (No0827) 70点がその主たるものである。伝法川は、現在の大阪市此花区を流れていた川で大坂湾に注いでいた。明治43年の新淀川の完成後に姿を消すが、伝法川と南側の正蓮寺川との間に、江戸期に開発された新田のひとつに常吉新田があり、ここの砲台警衛を担ったことに関わるものである。

(4) 褒 賞

依田家の褒賞に関わって、御賞関係史料である。

(5) 家 政

依田家の家政に関わって、履歴、家禄*、縁組、親類、献上*、葬儀・法事、家作・普請、諸届、旅行、書状に編成した。履歴は、依田家履歴分限書抜、忠順、忠致(幼名祐太郎)に関するもの。縁組は、稠美婿養嗣子として長野県士族宮下秀大次男の元(ハジメ)を迎入れた祝儀関係史料である。親類は、村田=稠美室みつは松代藩士村田姓長女、11代元(ハジメ)=宮下秀大次男。書状は、差出人の五十音順に配列した。親類も多いので後掲「依田家略系図」を参照されたい。「源之丞書状」(No0885-22)は、大坂警衛出仕先から義理の祖母に宛てたもので、咳養生中の経過報告と大坂一名物の飴を送った内容で、翌慶応元(1865)年正月に帰国して間もなく死去している。

(6) 家計・経営

家計・経営については、帳簿、諸費勘定・請取、貸借*、無尽*、経営に編成した。帳簿は、通帳や金銭出納簿類である。諸費勘定・請取は絵入新聞領収証、諸税領収証綴、諸種代金請取、勘定などである。貸借*は、個々の金銭貸借証文の他、借用証文と返金証文の綴もある。無尽*は、個々の無尽金勘定書類が主であるため断片的にしか把握できず、無尽そのものの組織構造まで解明できていない。無尽は、参勤交代など臨時の経費調達を目的とした藩営のもの、寺社が財政維持・調達のために主宰するもの、租税上納資金調達や個人救済を目的とした村落共同体によるもの、商人らが経営資金調達を目的に組織したものなどがある。ここに編成したものには依田家が発起人、無尽金請取人となっているものもあることから組織人のひとりとして関わったものと考えられる。参加者は藩士の他、城下の商人(八田家など)である。経営についての史料は乏しいが、明治9(1876)年「有信会定則」、同19年「長野県下蚕糸業組合之証」、立産義社開社関係書類である。

(7) 記録・学芸

記録・学芸は、学芸*、諸記録、絵図*、蔵書に編成した。

学芸*は武芸に関する免状等、諸記録は手書のを編成することを基本(摺・刷物は蔵書に編成)とした。「松代満水之記」(No0223)は寛保2(1742)年千曲川大洪水(戊の満水)の被害記録、「包記全」(No0419)は利継が嘉永2(1849)年に書写したもので、その内容は、進物を紙で包む場合の用紙

の種類、水引の種類、目録の用途などを説明し、詳細な図と解説が付されている。明治28（1895）年「雅楽協会松代支会設立趣意書并仮規則」（No0543）は、「本会ハ雅楽協会仮規則第二十条ニ依リ組織スルモノ」で、支会仮規則は11カ条である。

絵図*については、松代、江戸、その他に編成した。松代では松代城に関わるもので、築城は永禄3（1560）年以前と考えられており、武田信玄が肥沃な穀倉地帯の川中島平を手に入れるための拠点として、また武田方の北辺防備の前線基地として構築したものである。当初は海津（カヅ）城と呼ばれたが、慶長5（1600）年入部の森忠政の時代は待城、同8年入城の松平忠輝以降は松城、正徳元（1711）年真田幸道以降は松代城と呼ばれた。海津城の北には千曲川が蛇行して流れ、東・南・西の三方は山に囲まれ、その間を流れる関屋川・神田川を外堀として取り込むなど天険の地で、甲州流築城のモデルともいわれていた。なお、南は地蔵峠を経て小県（チカガタ）地方へ通じる交通上の要地でもある。本丸・二の丸・三の丸・花の丸などが存在したが、明治6（1873）年大火のため全焼し、石塁なども本丸を残すのみである。花の丸は本丸内にあった城主の殿舎を明和年間に移したもの。また、城のすぐ北を流れていた千曲川も、江戸期にはるか北に流れを移しかえている。古絵図には総構え土手が記され、その規模は東西約1.2km、東辺の南北約1km、中央部の南北約0.5kmとなっている。「御領分絵図」（No0886-038）は包紙のみ。「清水寺（セイスイジ）前略図」は西条にある真言宗豊山派の寺で、竜灯山蓮花院と号し、正徳年間現在地に移転したとされている。江戸では、江戸城図や柳営図、武家屋敷割図、上屋敷図などがある。因みに真田家の上屋敷は溜池、中屋敷は赤坂南部坂、下屋敷は深川小松町・谷中三崎（サンサキ）町である。

藩主真田家

年 代：延享5（1748）年～明治26（1893）年

数 量：7点

構造と内容：

このサブグループは、藩主真田家に関する（1）系図・系譜、（2）家格、（3）家禄、（4）書状のシリーズレベルで構成される。数量は7点と少ないが、これらが依田家文書として存在する理由が確定できなかったものである。

（1）系図・系譜

「御家（真田）旧記他」は、表紙に「中川氏」の記事があることから他家の蔵書であろう。「（真田家譜）」は依田家9代利継の写で複製物（湿式コピー）である。

（2）家 格

注目されるのは、明治3（1870）年11月の松代午札騒動に端を発した知事職返上問題が急浮上し、その具体的対応を窺うことができる文書がある。明治4（1871）年1月7日、民部省吉井友実らが騒動後の松代藩を訪問し、藩政の取調を行う一方で知事職返上を勧告する。その内容は、維新政府は一両

年中に全国を郡県制にする、諸藩に先立って知事職を返上すれば松代藩は大藩なので他藩もこれにならうことになり、政府の意向も貫かれて忠勤の道になろう、知事（幸民）は若年なので東京で修行すれば松代一藩の知事ではなく信州一国の知事職にもなれる、というものであった。権大史長谷川昭道の説得もあり、幸民は知事職返上を決意するが、若年（21歳）で養子（伊予国宇和島藩主伊達宗城次男）の身であったため藩中一同の意見聴取をすることになり、その藩士一同の嘆願書下書（Na「620-4」）がある。その後、1月22日に長谷川は吉井に「知事職継続嘆願書」（Na615-5）を提出した。その内容は、先に発行した藩札と商社手形で太政官札と引き替えの済んでいない20万両を「拾五万金士卒一同引受差出、五万金余知事家禄=而引請、合セ式拾万金才覚可仕」「士卒引受之分拾五万両内、正月二月=三万両差出シ、七月迄六万金、十月迄=六万金、合セ拾五万金、右期限迄=急度才覚可差出」「知事家禄=而引受之五万金之分も是又二月中より十月迄之間=無相違才覚可仕」という条件を提示し、知事は速やかに知事職を返上しようとその決意を藩中士卒に説得しようとしたが、一同が苦情を申し出、知事職継続の懇願書を差し出した事情を察して継続を嘆願するというものである。結果、返上は免れた。

(3) 家 禄

高野秀叟（依田家9代源之丞女子ふさの嫁ぎ先）が明治26（1893）年認めた真田家の家禄書上である。

(4) 書 状

小笠原壱岐守が真田信弘に宛てたもの。

藩 政

年 代：寛政7（1795）年～明治5（1872）年

数 量：38点

構造と内容：

このサブグループは、(1) 法制、(2) 財政、(3) 日記、(4) 松代庁のシリーズレベルで構成される。前記のサブグループ「藩主真田家」同様、依田家文書として存在する理由が確定できなかったものである。

(1) 法 制

幕府の御触や郡中、家中への触として「触・廻状」、太政官や県からの布告・布達類として「布告・布達」のサブシリーズで構成される。グループレベル記述でも触れたが、家中への触・演説類は「依田家」（サブグループ）のとりわけ「役職」（シリーズ）にも散見されるが、これらは個々の案件を検討、処理する過程に限定して機能しているものである。したがって藩政に編成したのは、単独で存在するものである。ただし、この中にも内容的に依田家に編成した案件と関わって存在するのではと首肯できるものもあるが、仮整理の原状（親番号）を崩して再編成することに積極的な意味を見い

だせなかったための措置である。「触・廻状」は、化政期以降の公儀及び領内触や廻状類で、「布告・布達」は、太政官、兵部省、東京府、松代県庁のもので、明治3（1870）年の通称松代午札騒動（No.629-2、886-018）や中野騒動（No.886-018）に関わる布達がある。

(2) 財 政

藩債処理についての伺書類（3点）である。

(3) 日 記

「御用所々日記」（No.0205）は、寛政7（1795）年に吉池儀右衛門が職方（職奉行）御手附に任ぜられた際に、職掌する記録類を書留めたもので、その宛所は「職御奉行所」「職御同心」で職奉行の職務の実態を把握できる。「若殿様之方日記」（No.0226）は御膳番、「日記」（No.0225）は御膳番御刀番の江戸での役用日記である。

(4) 松代庁

議員規則、議員選挙、幹事公選法及びその職務留である。

終わりに本文書群との関連史料について付言しておこう。最も密接に関係するのは藩主真田家文書で、現在は当館と真田宝物館（松代藩文化施設管理事務所、長野市松代町松代4-1）とに分散保管されている。当館所蔵の同家文書は1文書群として最も量が多く（約5万点を超える）、1951年に真田家より譲渡を受けたものである。その内の約3万点については、「信濃国松代真田家文書目録（その1～6）」（『史料館所蔵史料目録』第28・37・40・43・51・59集）として刊行されていて、第28集には主に冊子型史料、以下には書付型史料が収載されている。また当館受託の真田家文書は、主に藩主御手元文書と明治以降の家扶局関係書類である。一方の長野市所管の真田宝物館では、真田家から寄贈された約1万点余を所蔵している。その一部は当館でもマイクロ撮影で収集し閲覧可能である。なお、当館収蔵史料についての概要は、『史料館収蔵史料総覧』（名著出版、1996）を参照されたい。

<参考文献>

- 『松代町史』上・下巻（大平喜間多編、1929年）
- 鈴木寿「藩士知行所の構造」（『史料館研究紀要』第1号、1968年）
- 同上「目付考」（『史料館研究紀要』第3号、1970年）
- 『日本歴史地名大系 長野県の地名』（平凡社、1979年）
- 『更級埴科地方誌』第3巻 近世編上・下（更級埴科地方誌刊行会、1980・81年）
- 『史料館叢書8 真田家家中明細書』（東京大学出版会、1986年）
- 『長野県史』通史編 第5～7巻（長野県史刊行会、1988・89年）
- 『日本地名大辞典CD-ROM版』（角川書店、2002年）

依田家略系図

祖

◎相木采女祐

生死年月日及葬地不知
法名大龍院一桂道智居士

某 右同人室歟未審

慶安3年庚寅9月14日卒
法名白露院月峯窓門禪定尼

中興祖

◎依田又兵衛

慶安3年庚寅8月15日被召出百石御朱印頂戴
真田家ニ奉仕ス、或曰沼田浪人ナルベシト、
居住信濃国更級郡桑原村
万治3年庚子8月16日卒
法名忠興院祖慶常玖禪定門

室某

寛文2年壬寅5月14日卒
法名光昌院月峯良心禪定尼

2代

◎甚五左衛門

初名源八郎
実松代藩士桑名與一左衛門時勝次男
元禄5年壬申1月7日卒
法名大見院道山即中居士

室某

享保20年乙卯9月20日卒
法名通妙院覚了貞円大姉

3代

◎政之進

信濃国埴科郡松代馬場町ニ移住ト云フ
元文5年庚申1月9日卒
法名永正院月窓常春居士
葬地松代御安町禪宗高安山龍泉寺

室某

元文4年己未12月15日卒
法名觀操院通峯智円大姉
葬地前同断

4代

◎忠英

縫殿進

実松代藩士安藤弥五兵衛十二男
元禄12年己卯生
安永8年己亥9月7日卒、行年81
法名照玄院心宗友円居士
葬地松代御安町禪宗高安山龍泉寺

室某

養父政之進女
享保3年戊戌生
寛政11年己未7月24日卒、行年82
法名永明院寿光良照大姉
葬地前同断

女子 縫殿進室

某 松代藩士上村某養子トナル

清菴守廉和尚

当国佐久郡深草村長秀院住持
明和7年庚寅6月24日卒

某 寛保元年辛酉9月16日卒

法名秋紅童子
葬地松代御安町禪宗龍泉寺

某 寛延改元宝暦4年辛未4月14日卒

法名桃善童子
葬地前同断

女子 同年4月17日卒

法名玉走童女
葬地前同断

某 同年11月7日卒

法名霜全童子
葬地前同断

某 宝暦8年戊寅5月25日卒

法名良雲童子
葬地前同断

5代

◎忠興

清左衛門

延享3年丙寅生
文政元戊寅年2月10日昼午後卒、行年73
法名単相院直翁禅旨居士
葬地松代御安町禪宗高安山龍泉寺

室某

松代藩士野村儀左衛門長女
明和3年丙戌1月6日婚縁願濟
安永6年丁酉10月16日卒
法名伝相院節光俊貞大師
葬地前同断

後室

松代藩士野村儀左衛門二女
文化3年丙寅5月8日卒
法名聖山院廟室意然大姉
葬地前同断

某 宝暦10年庚辰11月24日卒
法名露雪童子
葬地前同断

玄塵 松代藩医安藤某養子トナル

6代

◎忠貞

縫殿進

明和6年己丑生于松代
寛政9年丁巳12月16日卒行年29
法名梅昌院春窓道運居士
葬地松代御安町禪宗高安山龍泉寺

室

松代藩士星野清之助女忠貞死去之後実家江婦
り遺腹之女子出生再嫁同藩齊藤孝之助

女子 松代藩士山中勇右衛門江嫁ス

喚蓮社誉上人探阿一堂崑山大和尚
武蔵国豊島郡三田寺町願海寺住持
文政2年己卯9月25日卒葬于同寺

玄民 幼名見長
松代藩医中村某之養子トナル

7代

◎利貞

木工右衛門

実松代藩士金井甚五右衛門次男 金井氏
後改岩下
安永2年癸巳生
天保12年辛丑4月26日巳ノ中刻卒行年69
法名真良院観応誠心居士
葬地松代御安町禪宗高安山龍泉寺

室 こと

松代藩士樋口民衛四女
寛政2年庚戌生
明治4年辛未8月20日酉ノ刻卒行年82
法名真光院観室智音大姉

女子 あい

文政6年未11月24日松代藩士星野清之助養女
トナリ同藩士小林仁之助江嫁ス

8代

◎忠順

又兵衛 甚兵衛 幼名金治

実松代藩士長谷川利八次男
文化元年甲子3月15日生
慶応2年丙寅10月2日未上刻卒行年63
法名義心院孝観忠順居士
葬地松代御安町禪宗高安山龍泉寺

室 ふき

木工右衛門利貞長女
文化7年庚午4月朔日生
明治22年己丑1月21日午後5時過卒行年80
法名月心院宝室妙鏡大姉
葬地前同断

女子 ふき
又兵衛忠順室

9代

◎利繼

源之丞 幼名虎作

実松代藩士長谷川唯見次男
文政8年乙酉11月生
慶応元年乙丑1月9日酉ノ刻卒行年41
法名法真院本源義鑑居士
葬地松代御安町禪宗高安山龍泉寺
旧藩制家督前死去之嗣子ハ世代ヲ除キ嫡孫
承祖トシテ其子ニ家禄ヲ賜リ家督ヲ命ゼラ
ル、例ナレドモ今家系ヲ調ブルニ当リ改テ
世代ニ載ス

室 しげ

又兵衛忠順長女
文政10年丁亥1月27日夜亥刻生于松代
慶応3丁卯年1月29日曉丑ノ下刻卒行年41
法名法運院本説貞心大姉

女子 よし
文化8年辛未11月26日生
松代藩士齋藤友衛江嫁シ一男子ヲ生ム後病ニ
依テ離縁復籍
天保6年乙未12月26日未ノ刻卒行年25
法名本光源瑞大姉
葬地前同断

葬地前同前

女子 しげ
源之丞利継室

女子 ふさ
文政12年己丑8月22日晝寅ノ刻生于松代
長野県士族高野莠叟妻

10代

◎稱美
(シケミ)

忠之進 政之進 幼名祐太郎

嫡孫承祖
弘化2年乙巳11月15日巳ノ刻生于松代
明治34年5月18日死亡
巖松院忠純稱美居士 龍泉寺

11代

◎元
(ハジメ)

明治10年2月13日生于松代町字竹山町
実長野県士族宮下秀次男
明治30年丁酉4月9日入籍
昭和8年3月12日死亡
春嶽院良道元光居士 龍泉寺

室 みつ

松代藩士村田覚兵衛長女
嘉永6年癸丑12月20日生于松代殿町
大正12年2月15日午前6時死亡
妙真院照室貞光大姉 龍泉寺

女子 千代
元室
明治12年8月31日午前1時生于松代町
字馬場町1107番地
昭和16年6月28日死亡 63才
貞ノ院永光千代大姉 龍泉寺

忠致
(シケミ)

謙次郎 海軍省出仕
嘉永元年戊申4月16日未刻生于松代
明治9年丙子10月3日午後6時東京市芝区新
桜田町寄留地ニ於テ卒享年28年7ヶ月
法名忠峯院大円活道居士
葬地東京府下武蔵国荏原郡南品川禪宗海晏寺

女子 花
明治8年乙亥9月30日東京市生于築地町
同9年8月8日午後9時卒享年1
法名玉夢禪童女
葬地東京府下武蔵国荏原郡南品川禪宗海晏寺

妻 さく

東京府下雑司谷村農長島長太郎養女実者旧
幕府家人某遺腹之女忠致死去後実家江差戻ス

秀
(イサキ)

景呈 幼名呈三郎
嘉永3年庚戌12月17日生于松代
松代藩士佐野喜見養子トナル

女子

こう
嘉永6年癸丑11月18日生于松代

元
◎長男

12代 忠雄
明治32年3月30日午後9時25分生于松代町字馬
場町1107番地
平成7年10月16日死亡

忠雄
◎長男

13代 和彦 昭和3年2月18日生
幸子 (横浜市)

妻 てい

昭和59年4月18日死亡

長女

もと 明治37年1月2日生
大正10年4月10日午後11時上田市馬場
町4372番地 病院ニテ死亡火葬
玉雲院喜見妙瑞大姉 龍泉寺

二男

建 昭和5年2月11日生
すみか (長野市松代町)

長女

宮川幸市 (福井市)
豊子 昭和7年3月18日生

三男

武夫 昭和9年2月12日生
寿子 (小県郡東部町)

二男

久夫 明治39年8月31日生

二女

須田雅彦 (長野市松代町)
美代子 昭和11年9月26日生

明治41年2月23日午後4時死亡
智玉幻光童子 龍泉寺

三男 光夫 明治42年4月22日生
昭和4年7月28日死亡 火葬
精楽院心光明円居士 龍泉寺

二女 年 明治44年9月7日生

四男 武四 大正3年9月2日生
昭和19年4月30日戦死 遺骨不帰
新婦真大勲院義嶽武功居士

三女 志げ 大正9年3月28日生

(出典「依田氏家系」(No.765)、及び須田雅彦・美代子御夫妻の御教示により作成)

[表1] 依田家役職任免一覧

() 内は史料番号

第4代忠英（縫之進、縫殿進）		
享保5年10月朔日 享保16年9月23日 宝暦2年8月15日 3月28日 10月29日	小幡助市組御番入 任御目付役 任弘方御金奉行 任御金奉行 御役御免	(No.780-2) (No.780-1) (No.780-7) (No.780-3) (No.780-8)
第5代忠興（清左衛門）		
宝暦13年11月朔日	鈴木治部右衛門組御番入	(No.780-4)
第6代忠貞（縫殿進）		
(寛政9年)5月29日 寛政9年8月25日	家督 玉川左門組御番入	(No.780-5) (No.780-6)
第7代利貞（木工右衛門）		
寛政10年2月21日 寛政10年4月19日 文政3年6月18日 文政9年9月4日	養子家督 祢津丈之助組御番入 任御納戸役 免御役	(No.780-9) (No.780-11) (No.780-10) (No.780-14)
第8代忠順（甚兵衛、又兵衛）		
文政9年11月11日 文政9年11月晦日 文政10年正月15日 文政10年正月15日 天保3年正月28日 天保4年正月15日 天保5年7月25日 弘化元年5月26日 弘化3年12月5日 弘化4年7月18日 嘉永元年8月8日 嘉永5年5月2日 安政2年正月5日 文久元年11月15日 元治元年5月14日 (年不詳)	家督 藤田典膳組番入 任御役場方御番頭支配 任御役場方御番士 免御番勤 祢津神平組番入 任御代官 免御役、原準之助組番入 任元方御金奉行 役替任御目付役 免御役、任御役場方御番士 任役場方物頭使役兼帯 任取次役使役兼帯 任御警衛方物頭兼帯 太田陣屋詰 任太田御陣屋敷御普請奉行、御徒士頭、御武具奉行心得	(No.780-67) (No.780-110) (No.780-108) (No.780-109) (No.780-117) (No.780-115) (No.780-68) (No.780-112) (No.780-64) (No.780-62) (No.780-116) (No.780-111) (No.780-101) (No.780-77) (No.780-76) (No.780-79)
第9代利継（源之丞）		
嘉永6年5月28日 嘉永7年8月26日 安政5年3月22日 元治元年6月12日 (年不詳)	出浦民部組御番入 任御目付加役 任御目付（『真田家家中明細書』） 任学校懸 任学校砲術教授方助	(No.780-20) (No.780-18) (誓詞No.780-19) (No.780-24) (No.780-22)
第10代稠美（政之進、忠之進）		
文久2年正月晦日 元治元年4月11日 慶応元年5月21日 慶応2年11月24日 明治2年12月13日 明治4年10月9日 (明治8年) (年不詳) *慶応3年10月	御番入、太田陣屋詰 御警衛方御番士 免御警衛方御番士、恩田織部組番入 家督 免文聰院様御近習役 任戸籍取調掛助 東京真田邸家扶局御家従 (史料館受託真田家文書「明治22年東京本邸日記」 No.282) 任第4区仮副戸長 政之進を忠之進と改名（『真田家家中明細書』）	(No.780-45) (No.780-41) (No.780-40) (No.780-58) (No.780-57) (No.780-54) (No.780-53)

[表2] 信濃国松代真田家中依田家文書目録編成対照表

目 録 編 成		(その1)	(その2)		
依 田 家	知 行 所	宛 行	○		
		知行所免相目録	○		
		年貢・小役	○	○	
		年貢・小役／勘定目録	○		
		年貢・小役／皆済目録	○		
		御内借		○	
	役 職	任 免	○		
		誓 詞	○		
		役附・役料	○		
		登 城 召	○		
		御 用 召	○		
		御 供 召	○		
		御 代 官	○		
		御 目 付	御目付条目	○	
			御目付小条目	○	
		勤 方	○	○	
		勤 仕 録	○	○	
		規 式	○	○	
		役 儀	○	○	
		献 上		○	
		参勤交代・参府		○	
		登 城		○	
		公儀借財	○		
		御 供	○	○	
		御 代 参	○		
		吉 事		○	
		法 事	○	○	
		公 事	○		
		城内取締	○	○	
		諸 取 締	○	○	
		文 武		○	
		儉 約	○	○	
		困 穀	○		
		検 見	○	○	
	祭 礼	○	○		
服 忌	○				
通 行	○	○			
家 中	取 立	○			
	役 儀	○	○		
	跡 式	○	○		
	一 件	○	○		
	行 状	○	○		
	出 奔	○	○		
	登 城 召		○		
	賞 罰	○	○		
	着 服	○			
	普 請	○			

		調書	○	○
		諸願	○	○
		諸伺・諸届	○	○
		中野・中之条陣屋	○	○
		下目付加役	○	
		町方	○	
		在方	○	○
		諸届	○	○
		調書	○	○
		江戸御用状	○	
		日記	○	
		手控	○	○
		風聞	○	○
		留書	○	○
		その他		○
		御目付加役		○
		御役場方		○
		御警衛方		○
		御番入		○
	学校懸		○	○
		弓術	○	○
		剣術	○	○
		槍術	○	
		兵学	○	○
		兵法	○	○
		砲術	○	○
	家扶局	辞令・命令	○	
		出納簿	○	○
		日記	○	○
		その他	○	○
	海軍省		○	○
		辞令・命令	○	
		戸籍取調掛助	○	
		町総代		○
勤 役	大手門番		○	○
		小絵図	○	
		松原者	○	○
	海防		○	○
		行列	○	○
		太田陣屋	○	○
		御台場	○	○
		和宮下向警衛	○	○
		防長征討	○	○
		北越戦	○	
		京都警衛	○	○
	大坂警衛	○	○	
規 式	家督		○	
	改名		○	
	献上		○	

		拝 領	○	
		諸願・諸沙汰	○	
褒 賞		賞 詞	○	
		御 賞	○	○
家 政		系 譜	○	
		履 歴	○	○
		家 禄		○
		縁 組	○	○
		親 類	○	○
		献 上		○
		葬儀・法事	○	○
		家作・普請	○	○
		諸 届	○	○
		旅 行	○	○
		湯 治	○	
		書 状	○	○
	家計・経営		帳 簿	○
		諸費勘定・請取	○	○
		貸 借		○
		無 尽		○
		藩 札	○	
記録・学芸		経 営	○	○
		学 芸		○
		諸 記 録	○	○
		風聞・聞書		○
		絵 図	松 代	○
			江 戸	○
			そ の 他	○
	蔵 書	○	○	
	蔵書目録	○		
藩主真田家	系図・系譜			○
	家 格			○
	家 禄			○
	書 状			○
藩 政	法 制	触・廻状		○
		布告・布達		○
	財 政			○
	日 記			○
	松 代 庁			○

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

依田家／知行所／年貢・小役

覚（年貢小役代金皆済扣） 右衛門	依田甚兵衛 小森村蔵元儀	文政9年12月	縦紙・1枚	0788-2
---------------------	--------------	---------	-------	--------

知行所／御内借

借入金関係書類				0791
覚（要用ニ付金10両借用） 蔵本源右衛門殿	依（田）甚兵衛 大熊村	弘化4年12月27日	縦紙・1枚	0791-01
覚（拝借金及利息書上） （御内借金及び無尽掛戻取調）		嘉永元年12月調	横長半・1冊 折紙・1枚	0791-02 0791-03
矢野倉氏借金証文扣 （拝借御割合当年上納方来3月迄日延ニ付請書可被差出旨御書付）	大熊村御借主宅右衛門他2名・三役人・頭立総代巻人 矢野倉惣之進様御内 依田甚兵衛宛	弘化4年12月	縦継紙・1通 横切継紙・1通	0791-04 0791-05
（依田源之丞御内借金返済催促御書付）	依田源之丞 親類高野車之助他2名宛		横切継紙・1通	0791-06
（拝借金年賦今年より上納之旨御書付）	依田甚兵衛 宛		横切紙・1枚	0791-07
（拝借金被成下ニ付儉約之旨御書付）	依田甚兵衛宛		横切紙・1枚	0791-08
御書付写（拝借金高明細取調書出可申旨）	依田甚兵衛宛 写共		横切継紙・2通	0791-09
覚（拝借金及利息書上）			横切継紙・1通	0791-10
（小鍋村滞金調書） 写置く」	巻上「万延元春の元帳記有処のもの	嘉永元年12月	横切紙・1枚	0815-1-03
御内借御礼金請取覚	宮沢善治・吉野勝之進 小鍋村千木組宛	嘉永3年12月25日～安政6年12月13日	切継紙・1通	0788-1
覚（御内借金利分受取）	福田小平太 依田又兵衛宛	万延元年12月29日	横切紙・1枚	0880-18
覚（別段御趣意拝借戌御割合請取）	高坂民左衛門・北島元之助・関田慶左衛門 依田又兵衛殿分小森村宛	文久2年1月・12月	横切紙・1綴（2枚）	0882-2-12
覚（別段御趣意拝借初代金受取）	草川吉右衛門・関田慶左衛門 依田又兵衛殿分小森村蔵本宛	文久3年12月26日	横切紙・1枚	0882-2-13
万手扣（御内借返済留、嘉永年間大熊・小森・小鍋知行3カ村収納覚）		慶応2年正月	横半半折・1冊	0273
（御内借勘定）	小森村彦三郎 依田様御内御役人中様	明治2年12月	横切紙・1枚	0882-2-21
子年中入料調			縦継紙・1通	0788-3
巳年御内借勘定	善治 源之丞様	12月27日	横切紙・1枚	0815-3-4
①無尽掛戻取調・②覚（御趣意拝借金勘定）	破損甚大		折紙・1枚	0829-14*

覚（御内借金）		横長半・1冊	0880-17
---------	--	--------	---------

役職／御目付

勤方

(御役方伺之部、道中方之義被仰出之部、諸御礼之部)	明和5年～安政4年	横半半折仮綴・1綴	0087
(勤番記録) 部分		横半半折仮綴・1綴	0077
定式寄合代り日		横切紙・1枚	0868-14

勤仕録

(勤仕録)	明和6年～文化3年	折紙半折・1綴	0885-13
(諸願書扱方等留) 断片		折紙・1枚	0885-47

規式

(御役方詰番順次を以被仰付度願書下案) 灰色宿紙	文政9年5月13日	横切継紙・1通	0836-2-6
天保2年11月21日若殿様初而御目見被仰上候為御祝儀 大役人於御使者之間御酒頂戴図面扣、大書院二ノ御 間御番頭より差立家督迄御酒頂戴之図	万延2年正月改	(28×58)・1鋪	0690
御番士山田兵衛端午御礼御足袋使用関係書類 紙繕一 括	文久3年		0825-06
(端午御礼御足袋用候義御尋=付申上書) 卷上「亥5 月13日助之進殿御下同14日差出」 灰色宿紙	5月	横切継紙・1通	0825-06-1
(端午御礼御足袋用候義御内々口上認取) 勘解由 灰色宿紙	5月12日	横切継紙・1通	0825-06-2
(端午御礼御足袋用候義御許容伺書) 神平 灰色宿 紙	5月12日	横切継紙・1通	0825-06-3
(端午御礼御足袋見合書) 天保13年5月25日例 灰色 宿紙		横切継紙・1通	0825-06-4
(端午御礼御足袋用候義差扣案) 灰色宿紙		横切継紙・1通	0825-06-5
(御目付役より殿付廻状差遣先例無之二付口達・口上 覚書)	9月7日～10日	横半半折仮綴・1冊	0182
(月次御礼御延引之記) 灰色宿紙		横切継紙・1通	0829-07
(物頭・鍵番・徒目付・小頭・下座見・掃除頭・足 輕・犬追仲間配置図)		(26.9×37.5)・1鋪	0718
(行列帳写)		型紙(折本形式) ・1枚	0818-01-07
イ印図(席図)		堅切紙・1枚	0833-14-6
ロ印図(席図)		堅切紙・1枚	0833-14-7

役儀

(御弘方御金奉行御役所風儀不宜風聞=付穿鑿書差添申 上書) 竹内金左衛門他7名	12月	横切継紙・1通	0818-05-05
--	-----	---------	------------

(諸役任免留書) 灰色宿紙		横切紙・1枚	0818-05-10
献上			
覚 (年始御礼銭受取) 水井市治 金井好次郎殿	文久2年正月	横切紙・1枚	0868-26
覚 (年始御礼銭受取) 水井市治 依田源之丞殿	文久2年正月	横切紙・1枚	0868-42
速見書状 (年頭御礼銭献上名面旧臘御調落ニ付) 元 司様 別紙「御在府御在城安政5年～文久元年調有無書上」 共 紙縫一括	2月8日	横切紙・横切紙 1通、1枚	0815-6
覚 (献上御肴代請取) 大黒忠之進 依田源之丞殿	戌3月2日	横切紙・1枚	0868-27
(海野宿興禪寺其外他所者献上次第) 貼紙、灰色宿紙	2月25日	横切紙・1通	0818-04-02-1
(海野宿興禪寺其外他所者献上物并名面) 貼紙、灰色 宿紙	2月25日	横切紙・1通	0818-04-02-2
参勤交代・参府			
御用状 (殿様御帰城ニ付鼠宿より) 小平次 御同役中 様 山中小平次名面短冊共	文久3年4月28日	横切紙・横切紙 1通、1枚	0833-04-05
御参府御奉公関係書類 紙縫一括	文久3年		0825-04
御達書写 (急参府之旨) 井上河内守正直・松平豊前 守信義 真田信濃守殿 灰色宿紙	6月16日	横切紙・1通	0825-04-1
御参府御奉公ニ付江戸目付御用状 一二三 灰色宿紙	文久3年6月17日	横切紙・1通	0825-04-2
急御参府ニ付江戸家老御用状 左門 御用番様 灰色 宿紙	6月17日	横切紙・1通	0825-04-3
急御参府ニ付江戸家老御用状 此表御家老	6月17日	横切紙・1通	0825-04-4
(病氣ニ付御参府御猶予願案) 灰色宿紙		横切紙・1通	0825-04-5
(御参府演説留書) 灰色宿紙	10月4日～10月16日	横切紙・1通	0825-04-6
覚 (貞松院様道中御用金預証文) 依田源之丞 西村十 郎右衛門	文久4年2月20日	横切紙・1通	0880-13
覚 (貞松院様御道中御用金400両御預り) 依田源之丞 西村十郎右衛門殿	文久4年2月20日	横切紙・1通	0882-2-14
(殿様御暇被仰出ニ付御発駕延引用状下書) 弥惣左衛 門殿 灰色宿紙		横切紙・1通	0831-22
		横切紙・1通	0833-29
御帰城之記			
(殿様御帰城演説) 大沢久慈様他4名 灰色宿紙	2月11日	横切紙・1枚	0835-11
後詰御人数関係書類 紙縫一括			
廻状 (後詰御人数調御尋ニ廻談) 音門 主鈴様・繁 人様 灰色宿紙	3月27日	横切紙・1枚	0837-04-1
(後詰御人数御調御尋ニ付申上書) 郡奉行・町奉 行・御勘定吟味 灰色宿紙	3月28日	横切紙・1通	0837-04-2
(後詰御人数御調之義御尋ニ付申上書案) 卷上「亥3 月29日将監殿へ差出」 灰色宿紙	3月	横切紙・1通	0837-04-3
(御帰城・御参府演説触案) 灰色宿紙		横切紙・1通	0868-51

御用状（御參府御供之節夫給金御上納夫壱人引渡） 増沢慶治・田中權之助 依田政之進様 灰色宿紙	3月13日	横切紙・1枚	0880-10
---	-------	--------	---------

登 城

(両山御名代上使御登城次第)		横切継紙・1通	0818-04-04
(供連登城之節御中老大目付評義之次第書)		横切紙・1枚	0831-15
(長国寺登城之節御城内供連之義御尋ニ付評義下案) 灰色宿紙		横切継紙・1通	0868-39

御 供

御出府御道中諸御入料御勘定帳 御道中御供宰領宰領組 荒井伴之助 依(田)甚兵衛様御内御役人御衆中	嘉永5年9月	横長美・1冊	0317
袋〔ウワ書：御道中諸御入料御勘定帳入〕 宰領組荒 井伴之助	嘉永5年9月	1袋	0321
(追分宿板鼻宿熊谷宿板橋宿料請取綴)	嘉永5年9月4日～7日	1綴(5枚)	0321-1
覚(御入料差引) 御供者荒井伴之助 依田様御内	嘉永5年9月	横切紙・1枚	0321-2
戌年御湯治先より御用状 竹村金左衛門 依田源之丞殿 包紙、紙縫一括			0824-2
御湯治先より御用状(殿様湯田中村御本陣着) 金 左衛門	4月19日	横切継紙・1通	0824-2-1
御用状(下目付岡沢彦作為交代今日着、田口喜右衛 門差戻) 金左衛門 源之丞殿 灰色宿紙	4月26日	横切継紙・1通	0824-2-2
御湯治ニ付御道筋江罷出候御馳走覚 灰色宿紙	文久2年4月	横切継紙・1通	0824-2-3
湯田中村より御用状(13日湯田中御本陣御発駕、同 日暮六時御帰城之旨) 金左衛門・一二三 御同役 中様	9月17日	横切継紙・1通	0824-2-4
御供人数調一件書類 紙縫一括			0833-15
壹 五郎兵衛殿江差出候書取扣 灰色宿紙	6月朔日	横切継紙・1枚	0833-15-1
貳 五郎兵衛殿より之書取写(御供御受、左膳御約 定通御除) 灰色宿紙		横切紙・1枚	0833-15-2
参 五郎兵衛殿江競持参扣(競へ御達之趣と相違) 灰色宿紙		横切継紙・1通	0833-15-3
四 五郎兵衛殿より之書取写(御供御受御承知) 灰色宿紙		横切紙・1枚	0833-15-4
五 五郎兵衛殿へ勘左衛門持参扣(御供御受不申上) 灰色宿紙		横切継紙・1通	0833-15-5
六 五郎兵衛殿江勘左衛門持参扣(今更及尋向之義 難仕) 灰色宿紙	7月17日	横切継紙・1通	0833-15-6
㊦ 御懸り鎌原石見殿江極内々ニ而差出ス御役場方 書面写 灰色宿紙	2月24日	横切継紙・1通	0833-15-7
㊧ 弘化5年2月27日遣候手紙写(御供名面御除不審 申立) 伊織・勘左衛門 權之丞様 灰色宿紙	弘化5年2月27日	横切継紙・1通	0833-15-8
御供方心得(御奮心得、御駕籠鼻心得、御跡供心得、 御刀番不居合節心得、御残心得) 依田政之進忠繼 扣 享和3年12月石倉金右衛門作成 元治元年5月28日写		半・1冊	0197

御参府御供被仰付以来日記 依田忠継	慶応元年6月5日～10日	横半半折・1冊	0314
覚（御参府御供名面） 依田政之進 海野寛男様	6月11日	横切継紙・1通	0818-03-03
御道中勤方 依田忠順扣		横小型（9.5×11） 1冊	0308
御用状（御参府御供下目付頂戴物取計ニ付） 山中小平次 灰色宿紙		横切継紙・1通	0815-1-09

吉 事

（重姫御誕生恐悦次第）	安政5年10月1日	横切継紙・1通	0818-05-08
（七夕節句小書院大書院詰番名面）	安政6年	横切紙・1枚	0833-28
（玄猪御祝儀次第） 金井弥惣左衛門 灰色宿紙	10月9日	横切継紙・1通	0833-13-3

法 事

御移替後拝礼之図 長谷川善濟扣（松代） 貼紙		（39×27.5）・1枚	0703
（御法事之節御参詣之御式）		折紙半折・1枚	0833-27

城内取締

（御曲輪内他所者出入達書写） 13-1～6紙綴一括	文政5年4月11日・文政8年10月28日	横切継紙・1通	0833-13-1
（御出馬御跡之義城下御締筋ニ付申上書） 金児忠兵衛 卷上「関山氏取調御答出ル」 灰色宿紙	（文久3年）亥3月	横切継紙・1通	0825-01
（御納戸御金蔵板堀内江盗賊体之者忍入候一条御尋ニ付申上書） 御目付	12月	横切継紙・1通	0832-70

諸取締

（善光寺町騒動一件出役吟味之節立合相勤候供連覚）	文化10年10月	折紙・1枚	0885-28
（御郡中百姓并町人吟味中御役方荷担越押之儀演説触留） 灰色宿紙	文化13年11月9日	横切継紙・1通	0855-5
（中野御代官小川達太郎様江御呼出、浮浪之徒御取鎮御警衛人数等御談之義申上書） 御留守居助津田源五郎 灰色宿紙 子	6月7日	横切継紙・1通	0815-4-1
（酉年九月六日付江府より之別条） 地獄と唱候女式百人余めしとり状況	酉9月	横切継紙・1通	0815-4-2
（火之用心家中演説触） 御目付中 灰色宿紙	11月26日	横切継紙・2通	0833-04-09
松平修理太夫家来刃傷一件書類 紙綴一括			0833-11
（松平修理大夫家来伏見表ニ而即死人等姓名書） 灰色宿紙		横切継紙・1通	0833-11-1
（松平修理大夫実父和泉事浪人共鎮静御届書写） 松平修理大夫家来西筑石門 灰色宿紙	4月29日	横切継紙・1通	0833-11-2
（土佐守領分出奔人御尋届書写） 松平土佐守内荒尾直馬 灰色宿紙	4月26日	横切継紙・1通	0833-11-3
（召登城、上京御用御沙汰書写） 灰色宿紙		横切継紙・1通	0833-11-4

依田家/役職/御目付

(浪人無宿休之者徘徊取締之儀関八州御触写) 灰色宿紙		横切継紙・1通	0833-13-6
申上(木町木戸御番人歳暮・恵比寿講等挨拶為致度様子穿鑿被仰渡=付)		横長美・1冊	0846

文 武

酉年芸道関係書類 紙縫一括			0824-1
(文武習熟研究評議取計有度旨)	関3月14日	横切継紙・1通	0824-1-1
(文武興隆取計有之度旨)	関3月14日	横切継紙・1通	0824-1-2
(文武之儀御尋=付愚意申上書下書) 灰色宿紙		横切継紙・1通	0824-1-3
小銃火入稽古関係書類 紙縫一括			0826-05
(小銃火入之節頭巾手袋并御手充之義=付申上案)		横切継紙・2通	0826-05-1
(小銃火入稽古=付頭巾并手袋御渡之義伺扣) 蟻川賢之助	11月12日	横切継紙・1通	0826-05-2
(小銃火入稽古日割) 貼紙		横切継紙・1通	0826-05-3
水練師範讓渡一条関係書類 紙縫一括			0833-10
(水練師範之義=付小林喜大夫申間候義御内々申上書案) 灰色宿紙、貼紙		横切継紙・2通	0833-10-1
二(水練師範之義御尋=付申上書) 齊藤友衛 灰色宿紙	6月22日	横切継紙・1通	0833-10-2
三(水練師範齊藤新蔵弟馬之助江讓渡一条評議書) 内膳 灰色宿紙	6月	横切紙・1枚	0833-10-3
四(水練師範齊藤新蔵弟馬之助江讓渡一条評議廻状) 伊野右衛門 助之進様・采女様・左京様 灰色宿紙	6月22日	横切継紙・1通	0833-10-4

儉 約

酉年御制度着服之義評議書類 紙縫一括			0824-3
一(御制度着服之義=付御内々申上書) 卷上「西7月5日助之進殿江尚又差出」 灰色宿紙		横切継紙・1通	0824-3-1
二(御制度着服之義=付大目付評議書) 神平 灰色宿紙	7月13日	横切継紙・1通	0824-3-2
三(御制度着服之義=付表御右筆組頭申上書) 表御右筆組頭 灰色宿紙	7月14日	横切継紙・1通	0824-3-3
三添(御制度着服之義先例書拔) 灰色宿紙	安政5年12月朔日・27日、万延元年8月4日	横切継紙・1通	0824-3-4
四(御制度着服之義家老差函書) 左京 灰色宿紙	7月15日	横切継紙・1通	0824-3-5
五(御制度着服之義再御尋=付申上書 案文共) 卷上「西7月20日助之進殿へ差出」 灰色宿紙、貼紙	7月	横切継紙・2通	0824-3-6
(御制度着服之義=付申上書) 灰色宿紙	7月18日	横切継紙・1通	0824-3-7

検 見

文久二年作毛調書書類 紙縫一括			0868-04
-----------------	--	--	---------

(戊年山中分・里方分作毛書上)	文久2年9月	横切継紙・1通	0868-04-1
(戊年御城下町平均・所々平均相場書) 灰色宿紙	(文久2) 戊年	横切継紙・1通	0868-04-2
祭 礼			
回章(別紙草稿取調、御教示願書) 十郎右衛門 刑 左衛門様・正司様・速見様 灰色宿紙	7月24日	横切紙・1枚	0828-19-11
廻状(御機嫌伺御教示願書) 十郎右衛門 刑左衛門 様・正司様・速見様 灰色宿紙	7月24日	横切継紙・1通	0828-19-12
通 行			
(御節米泊附) 鼠宿、追分宿、松井田宿 灰色宿紙	安政6年11月	横切紙・1枚	0833-14-4
追触関係書類 紙縫一括			0831-30
(追先触案) 堀田速見	万延元年6月18日	横切継紙・1通	0831-30-1
(先触之軽尻馬不用=付追触) 速見 弥惣左衛門様・ 一二三様・金左衛門様	万延元年6月18日	横切継紙・1通	0831-30-2
(御預所御用=付中山道人馬継之儀伺書写) 津田転 附紙共	万延元年6月29日	横切継紙・1通	0821-01-11
(信濃守母信州松代江差遣候=付御留守居人馬伺并御附 札写) 津田転 灰色宿紙	文久3年3月	横切継紙・1通	0821-02-2
矢代宿問屋へ坂木宿問屋より買荷懸合其外御用紙証文 御聞濟等書類 紙縫一括	文久3年		0825-03
坂木宿問屋書状(松代様御荷物并松代御家中御先触 御継立問合)、郡奉行所宛矢代宿問屋願書写添付 坂 木宿問屋稲玉徳兵衛・小宮山佐忠次 矢代宿問屋松崎 平左衛門様・柿崎源左衛門様 灰色宿紙(1通)	(文久2年) 閏8月6日	横切継紙、折紙・2 通	0825-03-1
(当二月中御用紙蠟燭御入用伺之通承済) 赤沢助 之進 御目付中 灰色宿紙	(文久3年) 3月26日	横切紙・1枚	0825-03-2
(御着輿為恐悦御内献上被遊御款段御沙汰之旨) 弥三郎 源之丞様	文久3年4月4日	横切継紙・1通	0825-03-3
覚(御献上物鯛御買上代料請取) 御仮御殿帳付忠 治 上	4月4日	横切紙・1枚	0825-03-4
(御納戸之方・御台所・御買物7月中証文数書上) 灰色宿紙	9月18日	横切紙・1枚	0825-03-5
御用状(貞松院様御発輿御道中御掛日御本陣触=付) 十郎右衛門 御同役中様	(文久3年) 3月11日	横切継紙・1枚	0886-064
宿々旅籠帳(垂井宿まで) 松代依田政之進内山中孫右 衛門	元治2年2月3日~5日	横半半折・1冊	0198
覚(御中借之内御入料差引残金差上) 御飛脚才領組 佐藤健蔵・海沼国治 上	未2月	縦紙・1枚	0821-06
(貞松院様御在所表江被為入=付御供御道中御取次御使 役道橋奉行御納戸兼帯被仰付)	正月10日	横切紙・1枚	0831-04
類例書(荷物才領、飛脚勤途中不埒=付御咎并御赦免) 天保12年・安政4年先例 灰色宿紙	正月17日	横切継紙・1通	0834-025
御用状(貞松院様御発輿之儀等) 一二三 御同役中様	3月7日	横切継紙・1通	0828-19-16
御用状(貞松院様御発輿之旨) 十郎右衛門 刑左衛門	3月7日	横切継紙・通	0828-19-13

依田家／役職／御目付

様他9名			
御用状（貞松院様御発輿之支度） 十郎右衛門 御同役中様	3月8日	横切継紙・1通	0828-19-14
（貞松院様此表江被為入候ニ付人馬掛3人14日昼時迄着府申渡） 御目付中	3月10日	横切継紙・1通	0828-19-15
（信濃守為看病帰城ニ付先触） 西沢甚七郎・中村嘉一郎 板橋宿より上田迄宿々本陣衆中・問屋衆中	3月20日	横長半・1冊	0324
（御参府御帰城之節御供向、平常御家中上下往来之節鼠宿村・新地村休泊料諸色高値ニ付嘆願指図書）	4月	横切継紙・1通	0818-04-07
（貞松院様御発輿19日与決着、取計向差図） 十郎右衛門 御同役中様	3月15日	横切継紙・1通	0868-40
道中賃銭払方関係書類 紙縫一括			0831-32
（人馬賃銭払方廻状） 弥惣左衛門 刑左衛門様他9名	6月4日	横切継紙・1通	0831-32-1
（人馬賃銭払方御用状） 速見 弥惣左衛門様 灰色宿紙	6月12日	横切継紙・1通	0831-32-2
（人馬掛池田俊蔵、鳥羽友作為御迎出立御用状） 速見 弥惣左衛門様 灰色宿紙	6月17日	横切継紙・1通	0831-32-3
宿料振合関係書類 紙縫一括			0831-34
御用状（宿料取極之義伺書） 金井弥惣左衛門 刑左衛門様他9名 封紙	6月7日	横切継紙・1通	0831-34-1
（七日付御用状返書） 連名 弥惣左衛門様 灰色宿紙	6月10日	横切継紙・1通	0831-34-2
御用状（旅籠料宿々申立不審ニ付御休泊共請書為差出候様） 金井弥惣左衛門 祢津刑左衛門殿・長谷川善兵衛殿 封紙あり	6月10日	横切継紙・1通	0831-09
（桑原・洗馬・野尻ニ而払方勘定覚） 821-01・02紙縫一括、821-01-01～11紙縫一括	7月24日～晦日	横切・1通	0821-01-01
（道中先触） 依田又兵衛 信州麻績宿より同州福島宿迄宿々問屋中 下書、灰色宿紙		横切継紙・1通	0818-03-05
（貞松院様御発輿宿付）		横切継紙・1通	0828-19-17
（新地村継立一件御尋ニ付申上書下書） 灰色宿紙、前欠、破損大		横切継紙・1通	0829-10
（松平筑前守様丹波島宿御逗留ニ付御出役見合同）		横切継紙・1通	0833-24
（鼠宿～江戸御泊附） 鼠～大宮 灰色宿紙		横切紙・1枚	0868-09
袋「ウワ書：「道中先触 見分もの」 真田信濃守内 金井弥惣左衛門		1袋	0885-56

家中／役儀

御武具方一条関係書類			0821-04
（震千里御筒御払一条御尋ニ付申上書） 御目付 巻 午2月 上「午2月20日頼母殿江出ス」 灰色宿紙		横切継紙・1通	0821-04-1
（御武具方一条御咎筋之義ニ付内々申上書） 友衛	9月28日	横切継紙・1通	0821-04-2
（御武具方一条御咎筋之義ニ付内々申上書） 友衛	10月11日	横切継紙・1通	0821-04-3
（御武具方一条御尋ニ付申上書） 御目付	10月	横切継紙・1通	0821-04-4

御用状（御前様御出被仰出=付明日一日切御附人 老 人割番所江罷出候様） 伴治 源之丞様 灰色宿紙	2月23日	横切継紙・1通	0818-06-07
家中／跡式			
（養父在命中致内願置候=付家名帯刀上下差免達書写） 坂野吉十郎 坂勝介 奥書「右本書ハ奉書紙半紙=認有之」 灰色宿紙	文久元年12月18日	横切継紙・1通	0815-5-6
佐久間庸左衛門跡鉄砲奉行関係書類 紙縫一括			0833-06
式（佐久間庸左衛門跡御鉄砲奉行之義御尋=付申上 書） 御目付 灰色宿紙	10月9日	横切継紙・1通	0833-06-1
（佐久間庸左衛門跡鉄砲奉行之義御尋=付申上書案） 御目付 灰色宿紙	10月17日	横切継紙・1通	0833-06-2
家中／一件			
（真田志摩、鎌原伊野右衛門御親類様へ上書一条御賢 慮願下案） 御目付	申7月19日	横切継紙・1通	0868-46
御書下写（右京大夫進退安危無腹藏各存申聞候旨） 齊藤友衛・佐野呈三郎 奥書「辰2月被仰出候写」	2月5日	横切紙・1枚	0878-32
（六刃組御足輕御暇嘆願一条御尋=付申上書） 大坂御 目付	10月23日	横切継紙・1通	0818-06-02
御用状（佐久間修理方江山寺源大夫・竹井京助御内用 有之可罷越旨） 赤沢助之進 依田源之丞殿 別紙共	12月7日	横切継紙、横切紙 1枚、1通	0815-1-06
家中／行状			
（坂勝一条取調調書下書）		横切継紙・1通	0815-5-7
（栄十郎・直作於町方不埒一条御咎筋御尋=付返答書） 下書		横切継紙・1通	0818-03-07
（御家中音曲之義御尋=付申上書） 下書、中断、灰色宿 紙		横切継紙・1通	0825-10
家中／出奔			
御用状（松原者・郷夫出奔者公事方江掛合取計可被成 旨） 金井弥惣左衛門 祢津刑左衛門殿・長谷川善兵衛 殿 差出・宛名は封紙による	5月24日、4月20日	横切継紙・2通	0831-21*
家中／登城召			
（春日善九郎登城召） 小山田安女 御目付中	12月20日	横切継紙・1通	0799-14
家中／賞罰			
（浪人中村源藏御扶持下付取扱）	嘉永7年	横切継紙・1通	0833-04-02
小林重助御賞関係書類 紙縫一括			0831-31
（小林重介御賞筋之儀御沙汰伺） 御目付 左門殿	巳3月	横切継紙・1通	0831-31-1
（小林重介御賞筋之儀御用番沓岐殿より御尋=付親類 嘆願書写） 小林三左衛門他3名 灰色宿紙	未8月	横切継紙・1通	0831-31-2